定している一般ガス導管事業者にあっては、複数の地域ごとに、特定導管別託送供給約款料金を設定している特定ガス導管事業者にあっては、特定導管等ごとに整理すること。

(1)～(9)　［省略］

４．１．から３．により整理した託送収益及び託送費用を基に、様式第１の託送収支計算書を作成すること。なお、地域別託送供給約款料金を設定している一般ガス導管事業者にあっては、複数の地域ごとに、特定導管別託送供給約款料金を設定している特定ガス導管事業者にあっては、特定導管等ごとに作成すること。

別表第２（第４条関係）

託送資産の算定方法

１．託送資産として特定できるものは直課し、それ以外は直課した固定資産金額比で配賦すること。ただし、特定ガス導管事業者にあっては、工具器具備品等の少額資産等については人員比によって配賦することができる。なお、地域別託送供給約款料金を設定している一般ガス導管事業者にあっては、複数の地域ごとに、特定導管別託送供給約款料金を設定している特定ガス導管事業者にあっては、特定導管等ごとに整理すること。

２．　［省略］

本支管投資額の算定方法

ガス事業法施行規則様式第60第６表に掲げる「主要導管」及び「本支管（主要導管以外）」に係る投資額について、直近５年間の実績額を記載すること。ただし、特定ガス導管事業者にあっては、特定導管（ガス事業法施行規則第１条第２項第８号ニに該当するものを除く。）に係る投資額について、直近５年間の実績額を記載すること。なお、地域別託送供給約款料金を設定している一般ガス導管事業者にあっては、複数の地域ごとに、特定導管別託送供給約款料金を設定している特定ガス導管事業者にあっては、特定導管等ごとに整理すること。

(1)～(9)　［省略］

４．１．から３．により整理した託送収益及び託送費用を基に、様式第１の託送収支計算書を作成すること。

別表第２（第４条関係）

託送資産の算定方法

１．託送資産として特定できるものは直課し、それ以外は直課した固定資産金額比で配賦すること。ただし、特定ガス導管事業者にあっては、工具器具備品等の少額資産等については人員比によって配賦することができる。

２．　［省略］

本支管投資額の算定方法

ガス事業法施行規則様式第60第５表に掲げる「主要導管」及び「本支管（主要導管以外）」に係る投資額について、直近５年間の実績額を記載すること。ただし、特定ガス導管事業者にあっては、特定導管（ガス事業法施行規則第１条第２項第８号ニに該当するものを除く。）に係る投資額について、直近５年間の実績額を記載すること。

別表第３（第５条関係）

超過利潤額等の算定方法

１．別表第１により作成した様式第１の託送収支計算書を基に、次の方法により様式第３第１表の超過利潤計算書を作成すること。ただし、法第48条第１項ただし書の承認を受けた事業者であって法第49条第１項に規定する届出を行っている事業者及び法第76条第１項ただし書の承認を受けた事業者であって法第77条第１項に規定する届出を行っている事業者（以下「承認事業者」という。）については、(1)、(5)及び(6)は整理することを要しない。なお、地域別託送供給約款料金を設定している一般ガス導管事業者にあっては、複数の地域ごとに、特定導管別託送供給約款料金を設定している特定ガス導管事業者にあっては、特定導管等ごとに作成すること。

［省略］

別表第３（第５条関係）

超過利潤額等の算定方法

１．別表第１により作成した様式第１の託送収支計算書を基に、次の方法により様式第３第１表の超過利潤計算書を作成すること。ただし、法第48条第１項ただし書の承認を受けた事業者であって法第49条第１項に規定する届出を行っている事業者及び法第76条第１項ただし書の承認を受けた事業者であって法第77条第１項に規定する届出を行っている事業者（以下「承認事業者」という。）については、(2)、(3)及び(6)は整理することを要しない。

(1)　託送供給関連部門事業報酬額は、託送供給約款（一般ガス導管事業者にあっては法第48条第１項又は第２項の規定により認可を受けた託送供給約款（同条第６項若しくは第９項の規定による変更の届出があったとき、又は法第50条第２項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。）をいい、特定ガス導管事業者にあっては法第76条第１項又は第２項の規定により届け出た託送供給約款をいう。以下同じ。）の料金を設定した際の事業報酬額を原価算定期間又は原資算定期間の年数で除して得た額とすること。ただし、承認事業者にあっては、法第49条第１項に規定する届出及び法第77条第１項に規定する届出を行った事業年度において別表第２により作成した様式第２の託送資産明細書における託送資産合計に当該年度の事業報酬率を乗じて得た額とすること。